

協議事項等の照会

令和4年度さいたま市地域公共交通協議会 第3回バス専門部会

1. 照会の趣旨

本市では、さいたま市地域公共交通協議会及び各専門部会における議論の活性化や情報共有を目的に、事前に議題に対する意見等、協議事項並びに報告事項について、委員の皆様へ照会するものです。

また、いただいた協議事項等については、当該委員から協議会の中で御説明いただくとともに、会議資料は委員と事務局で調整させていただきます。

お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、1月23日(月)までに、メール等で御意見いただけますようお願いいたします。なお、協議会当日に、本照会に記載のない事項の発言を妨げるものではございません。

※御意見等がない場合は連絡不要でございます。

2. 議題に対する意見等

令和4年度第3回バス専門部会では、下記に示す様な議題を予定しております。

議題番号	議題（予定）
(1)	コミュニティバス等の利用者数・収支率の取扱いについて （主な内容） ・ コミュニティバス・乗合タクシーの11月分までの利用状況の報告 ・ R5年度の収支率の取扱い
(2)	コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について （主な内容） ・ 「サービス方針」「検討主体・役割分担」についての改定方針の決定
(3)	桜区大久保・中央区西与野地区乗合タクシーの運行ルート変更について （主な内容） ・ 背景・経緯 ・ ルート変更案
(4)	コミュニティバス運賃について （主な内容） ・ 協議の進め方の確認
(5)	報告事項 （主な内容） ・ 柏崎・美幸町地区 AI デマンド交通について ・ 美園地区 AI デマンド交通サービス実証事業について

議題に対する意見等を以下のシートに御記載ください。

	議題番号	内容	意見等
例	(3)	コミュニティバス運賃について	他都市の動向を知りたい
1	(4)	コミュニティバス運賃について	路線バス運賃改定が実施された場合の課題をわかりやすく整理してほしい。
2			
3			

3. 協議事項

協議事項について、内容とその理由を、以下のシートに御記載ください。以下の事項はさいたま市地域公共交通協議会バス専門部会設置規程におけるバス専門部会の所掌事務を示しておりますので、御参考としてください。

第2条 部会は、次に掲げる事務について専門的な協議又は調整を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

	内容	理由	公開・非公開
例	コミュニティバスと乗合タクシー以外の交通モードの導入検討	地域ニーズに応じた交通モードの検討が必要となるため	公開
1			
2			
3			

4. 報告事項

報告事項について、内容とその理由を、以下のシートに御記載ください。

	内容	理由	公開・非公開
例	株式会社●●の●●事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに●●事業を立ち上げたため ・▼▼に伴い■●事業の見直しを行うため 	非公開
1			
2			
3			

5. その他意見など

その他意見などございましたら、内容とその理由を、以下のシートに御記載ください。

	内容	理由	公開・非公開
1			
2			
3			

御協力いただきありがとうございました。